

建指第 1461 号  
令和 7 年 1 月 10 日

(一社) 茨城県建築士会会長 殿  
(一社) 茨城県建築士事務所協会会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長  
(公印省略)

「建築確認を受けた建築物の計画変更の取扱要領」の一部改正について

令和 4 年建築基準法改正に伴う建築基準法施行規則第 3 条の 2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更) の改正等を踏まえ、別添のとおり、建築確認を受けた建築物の計画変更の取扱要領 (平成 11 年 7 月 12 日制定) の一部を改正したのでお知らせします。

改正した取扱要領の適用日は、令和 7 年 4 月 1 日としておりますのでご注意ください。

なお、県内の市特定行政庁 (水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市) では取り扱いが異なることがありますのでご注意ください。

**【担当】**

土木部都市局建築指導課建築 G

電話 029-301-4727